

東京都地方独立行政法人評価委員会 平成 20 年度第 4 回公立大学分科会議事要録

平成 20 年 10 月 30 日（木）16 時 30 分から 17 時 30 分まで

都庁第一本庁舎 42 階北側特別会議室 B

（出席委員）示村分科会長、天野委員、池本委員

吉武委員、米本委員、和田委員

1 開会

本分科会の委員については平成 20 年 10 月 1 日より新しい任期が始まり、委員の一部に交代があった。

審議に先立ち、首都大学支援部長からの挨拶があり、各評価委員からの忌憚のないご意見を賜ることで、業務実績評価等を通じて、公立大学法人首都大学東京を魅力溢れる大学にしていく所存であり、宜しく願い申し上げるとの発言があった。

2 審議事項

（1）東京都地方独立行政法人評価委員会公立大学分科会長の選任及び分科会長代理の指名

原島文雄 前公立大学分科会長の任期満了に伴い、公立大学分科会長が不在となっている。東京都地方独立行政法人評価委員会条例により、本分科会長は分科会に属する委員の互選で選任することとしている。これに基づき、米本委員から示村委員を分科会長に推薦するとの発言があり、示村委員の分科会長選任について出席委員から了承がなされた。

引き続き、条例により分科会長に事故があるときは、分科会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっているため、示村分科会長から天野委員を分科会長代理として指名したいとの発言があり、天野委員が了承した。

（2）公立大学法人首都大学東京の中期目標期間の評価

事務局から資料 1 から 6 により、中期目標期間の評価について説明があった。

資料 1 は、前回の第 3 回分科会において報告された「中期目標期間の業務実績評価について」であり、これについて分科会で出された意見と今後の方向性をまとめたものが資料 2 である。平成 17 から 20 年度までの 4 年間の中期目標期間を通じた事前評価の必要性については、引き続き実施に向けて審議を継続することとし、その中で教育研究の評価については、認証評価の活用方法について検討しつつ、事前評価時に国立大学と同様に教育研究の水準を別途評価して加味するのであれば、重要な評価方法の変更となる可能性があるため、法人と協議を行う必要があるとの内容について確認した。

続いて資料 3 により、公立大学法人首都大学東京と国立大学法人を比較した評価の種類について説明があり、資料 4 では、当分科会が策定している「業務実績評価方針及び評価方法」について、これまで年度評価のみを対象にしていた評価方針及び評価方法について、中期目標期間評価及び事前評価の要素を加えた表現としていることであった。

資料5により、これまで定めてきた業務実績報告書の様式について説明がなされ、資料6において、事前評価のための業務実績報告書のイメージについて説明がなされた。

【評価委員の意見】

- ・ 資料2における第3回分科会での意見については、前任期中の委員からの意見ではあるが、一部委員が交代した現分科会においても、平成21年度に4年度分の事前評価を実施するという点については同様の意見である。
- ・ 国立大学法人では、中期目標期間の暫定評価における教育研究の水準のための評価を独立行政法人大学評価・学位授与機構が行っている。当分科会においては、中期目標期間の業務運営について評価を行うなかで、教育研究に係る部分については地方独立行政法人法で示されているとおり、認証評価を活用するとして、国立大学のように教育研究の水準のための評価を別途するようなことはしないほうがよい。
- ・ 資料4における基本方針の中で、「(5)教育研究は、事業の外形的、客観的な進行状況を評価」及び、項目別評価において「・教育研究の評価は、事業の外形的、客観的な進行状況の評価にとどめ…」としているが、当分科会では中期計画の達成度合いについて教育研究の評価を行っている。水準の評価は切り離して考えるべきでは。
- ・ 評価制度の本来の趣旨は、それぞれの大学が自分の教育研究の質を高めるために、自己点検・評価を行い、その結果を第三者評価機関による評価を受けるものであって、日常的に組織内でPDCAサイクルというものを意識すべきで何も特別なことだと思わないことだ。
- ・ 認証評価については、そもそも中期目標期間の評価とは目的が違うものであるが、地方独立行政法人法に明記されているように、最終評価は認証評価を踏まえて実施しなくてはならないが、当分科会が行う評価は中期目標に対する達成状況の評価である。中期目標・中期計画に対してその期間内に、業務運営や教育研究等々全ての項目について行うものであり、教育研究だけ特別扱いということは有り得ない。
- ・ 教育研究の質の評価については、大学教員や研究者など専門職の集団が行うべきで、当分科会がやるべきものではない。
- ・ 資料4における基本方針の中にある(5)教育研究については、(4)にならったような形で「教育研究の質の向上に資する」としたらどうか。

今回審議した中期目標期間の評価については、本分科会で出された意見を取りまとめうえで業務実績評価方針及び評価方法を（案）作成し、次回の分科会において審議とすることとした。

3 その他

事務局から今後のスケジュールについて説明があった。

11月6日 第5回公立大学分科会

同日 平成20年度第1回東京都地方独立行政法人評価委員会